

Title	白石の史學について
Sub Title	On the historical science of Hakuseki Arai (新井白石)
Author	松本, 芳夫(Matsumoto, Yoshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1958
Jtitle	史学 Vol.31, No.1/2/3/4 (1958. 10) ,p.296- 337
JaLC DOI	
Abstract	<p>Hakuseki Arai was a historian as well as a statesman of the Tokugawa Shogunate who served to the sixth Shogun Ienobu 家宣 and the seventh Shogun Ietsugu 家繼. As a historian he wrote such historical works as "Hankampū" 藩翰譜 "Dokushiyoron" 讀史餘論 "Koshitsu" 古史通 and "Koshitsuwakumon" 古史通或問. Furthermore, his historical science was excellent in method and interpretation. He collected historical materials from various sources adopting linguistic and archaeological methods and elucidated the ancient history of Japan which had been previously a mystical interpretation by Shintoist authors. Indeed, he wrote the ancient Japanese history as a human history. In other words he used a positive method to reveal the historical facts. It goes without saying that his realism was a result of the Confucian culture. At the same time, however, his realistic method of thinking came from his nature. This may be learned from his opinions and attitude concerning such matters as religions, literature and education. However, his nature also included such elements as those which characterized or restricted the aforesaid realism. The elements in question were his feudalistic idea as a Shogun's retainer and Confucianism which he had studied hard from his boyhood. In short, he had a method peculiar to himself in studying history, and bold and distinguished opinion in interpreting historical facts. Accordingly, Arai's method was by far superior to those of other historians of his days. Thus, he may be recognized as one of the forerunners of the modern historical science in Japan. However, he could not emancipate himself from the restrictions of his time his education and of his status in the Shogunate Government.</p>
Notes	慶應義塾創立百年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19581000-0300

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

白石の史學について

松 本 芳 夫

新井白石の多くの著書のうち、史書として最初にできたのは藩翰譜である。折たく柴の記には、

『つねに進講終りぬれば座を賜はりて、倭漢の故事等問はせ給ふ事おはします、就中祖宗開闢の時の御事に至ては、特に御心を深くし給ひしほどに、書經の講終りし庚辰の年二月十一日に、國初より此かた、その封祿萬石以上の人々の事ども進講の暇あらむをりくに、いかにもしるしてまゐらせよかしなど仰られしに、明けの年辛巳の正月十一日に、その事を以て仰せ下さる、同き十四日に、まづ其書を撰ぶべき凡例をしるしてまゐらす、しかるべき由を仰下されしかば、これより諸家の事どもたづねきはめて、七月十一日に至て草を起し、十月に至て稿を脱す、事は慶長五年に始りて、延寶八年に至るまで、八十年の間、始封襲封、及び廩除等、凡三百三十七家、その書たる正編十卷、附録二卷、凡例目錄共に一巻、通計十三卷を分けて二十冊となし、自ら淨書功終りぬれば、明る壬午の二月十九日に進呈す、これよりまた書の名をば、御みづから撰び給ひて、藩翰譜とぞ題せらる』

とあつて、本書の撰述の由來やその内容についてのべてある（卷上）。彼が本書の撰述の内命をうけたのは、元祿十三

年（一七〇〇）で、その翌年正月正式の命があり、同年七月起稿して十月に脱稿し、翌十五年（一七〇二）二月十九日に進呈したといふから、かかる大著の完成期間としては、おどろくばかり短い。彼がその師木下順庵の推舉によつて、甲府侯綱豊の待講となつたのは、元祿六年（一六九三）年三十七才の時であり、本書の撰述は彼が四十四才から四十六才の間で、最も充實した壯年の時であるとは言へ、その精力の絶倫に驚嘆せざるをえない。日記によると、本書の進呈は三月十九日となつてゐて、折たく柴の記の記事と合はない。しかし

『凡其中家事を抛却、晝夜に勞精神、白髮滿頭、百年の精力此時に盡し畢ぬ。しかれ共全功、珍重々々』
とあつて（日簿六）、彼が本書の撰述に全精力を傾倒したことがうかがはれ、またその完成が如何に彼をよろこばせたかを示してゐる。

つぎに讀史餘論三卷がある。これは卷末に、『右三冊、正徳二年春夏之間坐ヲ賜テ古今ヲ論ジ申セン時ノ講草ノ草本也』とあり、また

『此本書ハ懷ニセシモノナル故ニ字細カニシテ見ヘ分ケガタカリシヲ新川平元成ヤム大キクミルニ便アルヤウニ寫セルヲ亡息宜卿ソレニヨリテウツセシ程ニ功終ラズシテ身終リヌヨリテ家僮シテ補寫セシメ是歲享保八年十一月十一日ニ寫シ終リヌ』

とあつて、本書の成立由來がのべられてゐる。なほ本書については、仙臺藩士佐久間洞巖宛の書簡のうちに、

『前代に日夜に御講究の事にて老朽覺書し候て懷中し候ものを土肥并に亡息などうつしたて候もの三卷にて紙數三百百葉のもの有之候を御目につけたき事と存候事に候』

と言つてゐる。

しかしてまた洞巖宛の書簡に、

『本朝にはむかしの實事をも考校し、今日政事の用の心得にもなり候やうのものとは一部もなく候口惜しき本朝の學文と存候』

といひ、或は

『又當時の事につきても前代の御政事の御料にもなるべく候事共これも武家にかゝり候ほどの事共しるし候て差上候ほどにこれらの類もなくなかるまじく候歟』

とあるやうに、本書は藩翰譜とともに、將軍家宣の政道に資するためのものであつた。おなじく洞巖宛の書簡に、

『老朽前世いまだ藩邸に入らせられ候時に御申付にて慶長五年關原役後に封建よりして巖窟御他界の日迄の間諸家の興亡代々の次第えらび候もの二十卷ばかり冊の數は四五十冊に候へばこれは一卷を二三冊に藩翰譜と名を御つけなされ候て御代をしろしめされ候時にひしと御用にたち候とて御他界迄御側をはなされぬもの候き』

と言つて、藩翰譜が家宣の政治に實際にもちゐられたことをのべてゐるが、讀史餘論は家宣の時代にはまだ單に講義案であつて成本ではなかつたから、家宣が座右に置くわけにゆかなかつたらうけれども、講義そのものはすこぶる有用であつたにちがひない。

さらに正徳六年すなわち享保元年（一七一六）三月古史通及び古史通或問ができた。洞巖宛の書簡には

『文席いまだ藩邸の御時に候き神代の事どもとくと御心にわきまへられがたく候間よろしきやうに申のべ候へとの

御望に付古史通并或問合て十卷のもの差上候事有之候それは舊事紀古事記日本紀古語拾遺等の正史實録を一々引合せ異同候所又は闕疑候べく事ども相通じしるしたて年來所存の事どもを以て決しさて所存の所々へ問を設け問對し論辯し候を或問と仕りたるにて候へき』

とあるから、本書もまた家宣のもとに應じて述作したものであることが知られる。その草稿を晩年になつて補訂したのであらう。しかし本書は神代について獨特の解釋をしているために、これを公にすることについて白石じしん憚つてゐたやうで、洞巖宛の書簡において、

『古史通の事は畢竟よのつねの人のいらぬものに候又事により人の驚き怪しむべきもの候本朝神代の由來手近くしれ候ものに有之候故にいやがり候衆もあるべく候事に候』

と言つてをり、また加賀藩醫小瀬復庵に與へた書簡において、

『古史通とり出させ候故に二冊ゆるくさしおかるべく候不及申上候へども此書賢藩へさし上候ひし迄にていまだ人の見聞に涉り候はず其上又去年か不思議の方より尋來り候ひしに先年の火事に焼失し候と返答候きすべてこれらの書は存生之間に人間に落候はむも不可然候殊に近年の風俗なにぞ珍しきもの見及候とそのまま鏤板にて世に行ひ候事と見え候、よくよく御賢察の上他見の事御ゆるしなく奉頼候以上』

と言つてゐる。しかし本書の内容についてはみづから信ずるところすこぶる大であつた。洞巖宛の書簡に

『あはれく某撰述候古史通と申すものを御目にかけたき事に候俗世の神道とか申すむかしはなき説ども今は世に行はれ殊にむかしよりいつとなく王迹の始り候地などの事も目のあたりの事を餘所の事のごとくに存じなし候より

事起り吳太伯夏少康徐福が後など申すごときわけもなき事のみ千古申傳候事共に候これはたゞ倭學と申すもの心得なく候故に雪上に霜をかさね候ごとく誤の上に偽をかさぬ次第に餘所の事のやうになりたるにて候、、、古史通にはことごとくに詳細に候されば加賀宰相殿も開闢以來の第一部と御申候てよほどの褒稱に候き』
とあり、また別の書簡に

『前代の御時に日本紀の神代の二巻とかく御心にすみ候はぬとの御事に付舊事紀古事記日本紀其外たしかに勅撰に出候實錄共を採用直説の類申傳へ候など申すやうの類出所もさだかならぬ偽作の書は一部もとり候はで古史通と申すものを撰呈し候きこれにて御心得との御事に候此事を加賀宰相殿御傳聞種々御申の事にて草本御借し申候へば御うつしとりたきよしにて、三千年來本朝に如此のものなく六十年來の疑をすぎと御はらし候とて事の外なる大慶と申謝し候き』

と言ひ、さらに別の書簡においても

『これは前代に條々御旨も候て日本紀の中神代卷と申す二卷老拙所存をしるし奉り候はぬかとの御事に付舊事紀古事記日本紀并に古語拾遺又は歷朝國史風土記等のごとき歴史實錄に見え候事共をのみ採用ひ異端曲學の偽説を除き候て古史通と名づけ候てそれにまた或問三卷を附しいかにしてかかくは決し候かとの問を設け其事を辨じ明らかめ候もの合せて十卷ばかりも可有之候かこれにて本朝開國已來凡そ文字に載せ置候ほどの事におゐては掌を視るがごとくに事濟むべく候かいまだ手前には草藁のまゝにて淨書にも及ばず候を加州の宰相殿いかに聞及ばれ候かあながちに望まれ候て辭しがたく借し候てうつされ候事をばゆるし候はず候き本朝古今第一の書萬古の疑を決し候とて謝辭

なども候き大名の力に候へば急にうつしもとどめられ候ひしやらむさのみ久しからずして返しは返され候きむかし
月中巖日本の史記を撰じ罪かうぶり候ひし事も候が前代には仰によりて撰呈の事に候當時は石を抱き淵に入るのた
とへ候へば焚棄候ひし事に候其時に進呈し候御本も殊に御祕藏の一つに候ひしかば御事の後これも焚れ候とか承及
候已上』

と言つてゐる。加賀侯が本書をほめてくれたことを再三のべてゐるから、よほどうれしくもあり、得意でもあつたので
あらう。

白石は家宣、家繼二代にわたつて幕政にあづかつたが、享保元年（一七一六）家繼が死んで吉宗が將軍に立つに及ん
でしりぞけられ、それ以後享保一〇年（一七二五）死にいたるまでその晩年をもつぱら著述にすごしたが、それら
ち最後の史書として史疑があつた。

史疑については、洞巖宛の書簡において、

『去年より史疑と題し候て本朝の國史共に疑はしき事共候を或は辯じ或は問を設け候やうの致しかたにてとりかゝ
り候て去冬迄に日本紀にては神代の卷上下のぶん舊事紀古事記などの諸説異同を論辯候ところ三卷に出來候これは
かろき事はすて重き事ばかりを擧候てしるし右三卷のうち一卷は舊事紀古事記日本紀並六部國史の總論にて神代卷
の疑難はたゞ二卷にて終り候是にて古史通の全部ゆきかたも濟むべく候惣じて如此草本は一々楷字にいたし候ては
老朽手一つにてはかゆき候はぬ故に行書になぐりすて朱にて句讀をばいたし候迄に候これより日本流の字ばかり見
つけられし人は讀がたく可有之候に付史疑は一卷づつも出來次第土肥源四に隙々に楷書にうつしとめられ候と約し

候これも高倉やしきの講など申す無用に隙を妨られさやうの事はかゆきかね候尤の事に候むかしは老朽手前によく楷眞を書し候衆幾人も候て御用をも難なく濟し候へ共今は手前に一人も無之二男に候ものによりやく眞を書き習はせよほど用にたち候に早世し老朽手一つにてさてさてはかのゆかぬ事に候右申候神代事濟み人皇の代にかかり候に至て氣色むづかしく今にとりもかからず候せめて當年中も餘生候て左様の事にかかり候ほどの氣力も相來候はば日本紀にしるされ候程の事は大かた事濟み候はん歟それ迄の事けふこの比の氣力にてははかりがたく候』

と言つてゐる。この書簡は享保九年（一七二四）春のものであるから、その前年八年に着手したのであつて、晩年における不如意と氣力の衰へを心ぼそくなげいてゐる。ついで同年秋季の書簡には

『かねて申入候ごとくにふと存じ寄候て史疑の事存たち候てとやかくと仕候うちによほど厭倦の事に候中々存生候うちに六部國史皆々は事濟むべく候歲月もなく候たとひ事濟むべく候とも他事を抛ち候て此事にとりかかり候事も畢竟翫物のやうの事に候せめてしかかり候事に候舊事古事日本紀三部は事濟候やうにと存じ候て萬事抛擲日夜にとりかかり候てまづは舊事古事はすぎと事濟み日本紀もやうやく二十四卷迄事濟み殘候所わづかに六卷に候へば何とぞ今年中にせめて草稿をば仕立置たく晷刻を争ひ候て仕立候司馬溫公通鑑をいそがれ候時の事存じ合せられ候仕合に候まづ草稿を濟し候はばもしもし天幸にて來春も存命候はばそれよりは日課になりとも漸々に淨寫をもし候て人もよめよく候ほどにいたしたき事に候』

と言つてゐる。晩年の淋しい境涯にありながら、司馬溫公のことなどをおもひ合せて、ひたすらその完成に力をそそいでゐる涙ぐましい彼の姿をおもふと、こころうたれるものがある。

おなじく洞巖家の書簡のうち

『それも今少し手びろく人をもあつめ候て仕りかたも可有之候へども其段は老朽このみ候はぬ事に候去年中も水戸より加勢をかけ候て老朽になにとぞ仕り候へとの事の子細も候へどもあなた御ためにも此方ためにもわるく候と申しやぶり候き』

と言つてゐるやうに、おそらく水戸藩の安積澹泊からであろうが、同情ある助勢の申出をしりぞけて、すべて獨力で完成につとめた。さうして漸く享保九年（一七二四）十二月廿九日にいたつてついに成就したのである。洞巖宛の書簡に

『前に申候ごとく史疑の作ふと仕り懸り候古人にいくらかも撰述未成にて事終られ候有之候功一簣をかき候てきのどくと存じ日課をつめ候て浄書を仕候に去臘廿九日にすぎと事終り本書二十卷序例一卷共に成就しまづこれにて唯今に死し候とも事を仕ちらし候て差置も不仕候と幸甚に存候此上に年表圖の浄書仕り出来し候迄に候これはとくに下書は濟候ままさのみ手間もとり申すまじき歎たとひ某なくなり候ともこれは外人もなる事に候まま心ゆるやかに覺候』

とあり、大著述をなしとげたよろこびと安堵の情がしのばれる。これは享保十年正月の書簡であつて、同年五月に病歿したのであるから、僅か四ヶ月前のことである。

しかるにはなはだ遺憾なことに、白石が心血をそそいだこの最後の大著が、その後どうしたわけか亡失してしまつて、現存しないのである。ただ白石遺文のうちに、水戸藩の儒者立原萬（翠軒）の編纂した史論といふものがあつて、古代の二十項ばかりの史實を論評してゐるが、これがおそらく史疑の一部であらうといはれてゐる。現存する白石の主たる

史書はすべて國文であつて、それが一つの特色をなしてゐるのに、この史論のみ漢文であるから、もしこれが史疑の一部であるとすれば、これだけ漢文で叙述したのはどういふわけであらうか。この疑問も本書の現存しない以上解けないであらう。

二

白石の著書のうち、歴史に關係あるものは他にも多數あるけれども、純然たる史書は以上でつきると言つてよい。それらの史書の由來や性質については、白石じしんをして語らしめたが、いまこれらの史書を通じてつよく感ぜられることは、その研究法が當時としては非常に進んでゐたといふことであつて、白石の史學をして今日なほ光輝あらしめる所以である。さうしてこの點でまづ注意すべきことは、史料をひろくもとめたといふことである。たとへば藩翰譜については、その凡例のうちに、『併考する所の書凡百數十部一千餘卷にや至るべき』と言つてをり、書中参考とした書名のみられるものは四十あまりある。また讀史餘論中にみられる参考書はこれも四十近くある。なかんづく注意すべきは古史通である。

從來わが古代史の研究はほとんどすべて書紀を中心として、或はもつぱら書紀のみによつてなされてきた。しかるに白石は書紀以外に古事記、舊事紀、古語拾遺、風土記、萬葉集などをもちゐ、またわが國の史料のみでなく、魏志をはじめとしてその他シナ、朝鮮の史料を参考したのである。古史通讀法凡例において

『四十四代のみかど元正天皇養老四年の夏日本書紀撰述成りて奏上ありしより舊事紀古事記等の書廢れたり其後五

十一代のみかど平城天皇大同二年に至りて忌部廣成古語拾遺を撰進す世の人又これを取らず其故は日本書紀奏上ありしはじめ勅して始て其書を講ぜしめられしにより歴代の天子儒臣に勅して始て其書を講ぜしめられしによりつひに世儒専門之學となりしが故也、、、舊事紀古事記日本書紀等の書はみなこれ朝廷の勅旨に係りて我國上古神世より始て歴代君臣の事業を記載せられし所也されど其しるされし所にはおのおの異同ありし事孔子春秋の書を傳ふるものゝ其説に異同ある事のごとしさらば専ら日本書紀の説にのみしたがひて舊事紀古事記等の書を廢せん事然るべからずただいづれの書に出し所なりとも其事實に違ふる所なく其理義におゐて長ぜりと見ゆる説にしたがふを稽古の學とはいふべきものなり』

とのべて、書紀のみにたよることの不當を主張した。また洞巖宛の書簡において

『水戸にて出來候本朝史などは定て國史の訛を御正し候事とこそ頼もしく存候に水戸史館衆と往來し候て見候へばむかしの事は日本紀續日本紀等に打任せられ候體に候それにては中々本朝の實事はふつとすまぬ事と辟見に候やらむ老朽などは存じ候本朝にこそ書もすくなく候へども後漢書以來異朝の書に本朝の事しるし候事共いかにもいかにも實事多く候それをばこなたに不吟味にてかく異朝の書の懸聞之訛と申しやぶり又は三韓は四百餘年本朝の外藩にてそれに見へ候事にもよき見合せ候をも右の如くにやぶりすて候本朝國史々々とのみ申す事に候まづは本朝の始末大かた夢中に夢を説き候やうの事に候老朽史疑せめて日本紀に見へ候時代迄の事濟候てもよほど實録の心得にはなるべく候歟と存候へども成否は天に任し候より外になく候』

と言つて、外國の史料をも參考にすべきことを主張し、それをしないでたゞ紀と續紀にだけ依つてゐる水戸の大日本史

に對して痛烈な批判を加へ、これに比してじぶんの史疑に十分の自信のあることを吐露してゐる。なほ別の書簡においても

『去年やらむも水戸の衆へ魏志に候倭國の國名はいかにとたづね候へば傳聞の訛と見へ候て一所も存寄無之之由に候き老拙見候てはしれ候はぬは五六ヶ國も候が不殘たしかに當時も候所々に候此魏志は其時に彼國の使往來候て見聞の及び候所をしるし候故に里數戸數迄もたしかにてけくこなたの今日が傳聞の訛にて魏志は實録に候如此の所が古學の益ある事にて第一の要に候日本紀などはるかに後にこしらへたて候事故に大かた一事も尤らしき事はなき事に候』

と言つて、水戸派を非難してゐるが、當時魏志の史料價值を重んじたごときは、すこぶる卓見といつてよい。

またわが國の史書においても、從來ほとんど顧みられなかつた古事記をいたく重んじたことも、注意されなければならぬ。洞巖宛の書簡に

『古事記は勅撰にて舊事とはよほどゆきちがひゆきちがひし候ていかにも實録と見へ候事共多々有之候殊に異國の史三韓の國史に引合せ候にひとと合ひ候ものに候此書などを世にはなにもなきやうに心得候事よくよく不學之事やと被存候事に候』

と言つてゐる。

舊事紀については、明敏な彼もこれが偽書であることを看破しえなかつたことは、はなはだ遺憾であるが、しかしこれが史書としてはなほだ不備であるといふことは十分心得てゐた。古史通讀法凡例において

『されば舊事紀に見へし所も有が如くなきが如くなる事のみ多くて僅に覺めぬる人のその見し夢を説くに似たる事ども世の人の言嗣し所の隠れたる顯れたる其異同あるままに記し置れしはその疑を傳へられしと見へたり日本書紀にもまたこれによられて諸説を雜記され其用捨に至りては後世の君子を俟れしとは申す也』

といひ、また『今其書を閱するに重複錯亂その撰定すといふ所のものも猶是未成の書と見へたり』と言つてゐる。

かくのごとく白石は、從來ほとんど重んぜられなかつた、或は全く無視されてゐた史料をもひろくもちゐ、比較によつてそれらの史料價値を見出したのであつて、これがまづ彼の研究法のいちじるしい特色である。

三

白石は古代史の研究にあつて、舊事紀、古事記、日本書紀を主としながち、その他の史書にもよつたのであつて、

『いづれの書に出し所なりとも其事實に違ふ所なく其理義において長ぜりと見ゆる説にしたがふを稽古の學とはいふべきなり』

と言つてゐるやうに（古史通讀法凡例）、諸書の説くところを比較し、それによつて事實をきはめようとしたのである。すなはち彼の言を引用すれば、

『謹んで天武元明兩朝の聖旨に據るに舊事紀のごときもなほ其言正しく其記實とは見へず古事記のごとき即是天武の勅語に出し所なれども日本紀には悉採用られしとも見へず日本紀のごときも古語拾遺にはなほ議する所あり彼代々の勅を奉じて修撰せられ並に稱して本朝の國史といふもの盡信ずべからざるすでにかくのごとし太古の事既に滅

びて僅に傳聞の及ぶ所も存するがごとく亡するがごとく覺るがごとく夢見るがごとく或は隠れ或は顯る史書撰述の人各其見る所によりて是とする所を是とし非とする所を非として取捨すでに異なれば録する所同じからずされど其非とし其是とする所のごときも皆これ上世よりいひつぎし所に出づ孰か其是ならざる事をしらず凡我いふ所の是なる者はこれに異なり其事はすなはち實のみ其義はすなわち正のみ好む所にありて曲げて説つくるべからず即今録せし所のごときは舊事古事日本紀及び古語拾遺等の書に出し所にして其事實に近く其義やや正しと見ゆる所を徴となし據となして解くべきものをば解作り疑ふべきものをば疑を傳ふあへて私の言を容れず異端小説のごときに到りては斷じて是を採らず』

とか（古史通或問上）、また

『太古の事既に滅びぬ本朝の正史に見えし所おのおの同じからぬ既にかくの如し誰か是非をさだむべきされどそれらの書に見へし所を併せかんがふるにそれとおぼしきなきにしもあらず』
と言つてゐる（同上）。

彼によれば『史は實に據て事を記し世の鑑戒を示すものなり』といふ（同上）。すなはち確實な證據によつて史實をきはめるものでなければならぬとするのであり、いはば實證主義の尊重である。いたづらに臆測を加へたり、勝手に潤色をしたり、故意に曲解したりすることは、斷じてゆるされぬ。あくまで證據にもとづかねばならないとするのである。しかしてこれは實にその師木下順庵の教であつた。すなわち

『先師常に某を戒て證なく據なく疑しき事はかりそめにも口より出すべからず孔子の大聖すら猶述而不作と宜ひし

只古人の言を述べし自らの意見を以て言を造るべからず是先王の時に刑したまふ所也と申しき』
と言つてゐる（人名考）。

四

史學においては事實を第一に尊重せねばならぬといふこと、その事實の究明が實證によらねばならぬといふことは、とりもなほさず合理主義にはかならない。白石は歴史をすべて合理的に解釋しようとし、そのために種々の特色ある研究法をとつたが、そのうちにおいても特筆すべきは言語學的方法であつた。

彼が古史通讀法凡例の冒頭において、『本朝上古の事を記せし書をみるには其義を語言の問に求めて其記せし所の文字に拘はるべからず』と言つてゐるのは、彼の研究法の特色を最も端的にのべたものであつて、おなじやうな言がその他においてもみられるのである。たとへば復庵宛の書簡にも

『本朝古史を讀候に古言を解し候はずしては其義を得がたく候故舊事古事日本紀等の歌詞よりして萬葉のことばの事ども年來心をも潜め候』

とあり、また洞巖宛の書簡に

『舊事紀古事記日本紀古語拾遺并に萬葉集これをよくよく心得本朝の事は倭語に妙處の候事を悟入し候へばなにもなにも目前にある事に候古人事を秘し候て名をたてたるにはゆめゆめ無之候爾雅に見へ候如く言には古言今言雅言俗言方言など申して昔のことばと今のことばと同じからぬものに候よくよく古言をさとし得候へば古事はそのま

見え候況や應神已後の漢土の文字の上にて義理つけ候事ゆめゆめなき事漢字はただ假用のものにて候』
と言つてゐる。

しからば何故文字にとらはれてならないか。それは漢字のために古語が影響をうけてゐるからである。すなわち

『我國の古言、其義隠れ失せし事漢字行はれて古文廢せしに因れる多しとこそ見えたれ。細かにこれを論じなむには、此語と彼字と主客の分なき事あたはず。我國の言、太古の初よりいひ嗣し如きは即主也。海外の言の如きは即客也。漢字盛に行はれしに至ては、其義を併せてかれに隨はずといふものあらず。これよりして後、客つゝに主となりて、主はまた客となりたりけり。古言の義、猶今も遺れるものあるは、亦その幸にぞありける。』

と言つて（東雅、總論）、古言に及ぼした漢字の害毒を歎いてゐる。

漢字は假用で後のものであるから、文字にとらはれないで、古言によつて古事を解せねばならぬのであるが、同時に『能く能く事の本末を考へ候に古語を解し候には先世をも論じ候はん事第一義の様に愚管には窺たる事に候』

といつてゐるやうに（安積澹泊宛書簡）、古語を解するにはその時代の考察を必要とするのであつて、兩者の相互作用の關係を無視してはならない。これと關係して、

『據レ今驗レ古候事は事にはより候へども如此の事は大きに大きにゆきちがひある事に候古を論じ候には我身を古に置き候て古の時を以て古の事を論じ候はでは參らぬ事に候』

といつてゐるときも（洞巖宛書簡）、古代史研究の態度としてはなほだ味ふべき言である。とかくわれわれは歴史を現代との關聯において考察するといふことから、われわれじしんの立場や觀念にとらはれて歴史を見るおそれがある。し

かし、ほんとうに歴史を理解するには、時代性を無視してはならず、そのためにはその時代の言語を重んずることの必要はいふまでもない。

五

つぎに白石は歴史研究に考古學的方法を重んじたが、これまた當時としてはすばらしい卓見であつた。この方法は古史通などに直接もちゐられてはゐないけれども、彼にはたえず考慮されてゐたのである。洞巖宛の書簡には石鏃蒐集のことがしるされ、さうしてそれが肅愼のもたらしたものであるとなし、

『太古の時に彼國のものども入犯し候はいふに及ばず東奥常陸又は越後等の地に盤據し候て度々の軍も候を俗に神軍とは申傳たるに候其軍有之候時にかち得候てかの軍杖を掘り埋め又は塚などにし候が急雷雨の時にたゞき出され候を國史には降り候と心得候てしるし置れしと見へ候』

と言つてゐる。従來の歴史家が石器類についてほとんど何の關心ももつてゐなかつた時代にひとりこれに留意し、一般には神兵の兵器として神祕視されてゐたものを、とにもかくにも異族の使用したものとなしたことは、考古學そのものの發達の上からも大なる意義を有するものである。

またおなじ書簡において

『神武を以て本朝人王の始とし國史に見へ候所を據とし候てもわづかに周の末世にあたり候あなたにては其よりさきに殷夏猶それよりさきに三皇五帝いかほども候て泰山に封禪の君七十二代の中管仲聞及ばれ候十代孔子はそれよ

り少し多く聞思及ばれ候と史記封禪書にも候へば異邦にても太古の事は聖賢もしろしめされぬ事いくらも候と見へ候これを以て見候へば神武より以前の日本の代いかほどもいかほども神代にて聞も及ばぬ候べく候其證には國史に見へ候所に能登近江遠江其外の國々よりも地中より鐸をほり出し高さ三尺徑一尺のものいくらも候これとはかく人の細工にてこしらへ候ものにて神代以來さやうのもの此國に用ひ候とは見へず候聞も及ばぬ神代にそれらの道具の入りたる世こそ候ひつらめ況や神代と申す世もよくよく吟味し候はゞ二三百年も遠き代のやうに書なされ候事と見へ候實は周末秦の始に相當るべく候畢竟皇統をたて候はんとてそれよりさきの事は申消し候て神代神代とまぎらかし候と見へ候しからば神社などの類の本縁しられぬ事いくらもいくらも可有之候を見候事のやうにきはめ候はんは君子のあるまじき事疑は疑を傳ふ聖言に大きにたがひ候べく候ただだ少も據のたしかに候事を以てきはめたきものと愚存は存寄候迄に候以上』

と言つてゐるが、歴史の考究に地中の出土品をもつてし、それにもとづいて神代の年代を考定するなどは、當時の歴史家の思ひも及ばぬことであり、ここに彼の歴史研究のいちじるしい特色がある。

六

前節に引用した書簡において、彼は『皇統をたて候はんとてそれよりさきの事は申消し候て神代神代とまぎらかし候と見へ候』と言つてゐるが、これはきはめて大膽な言説であつて、從來の神道家に對する痛論といはねばならない。この點については、なほ古史通讀法凡例のうちにおいても、

『或は又其事を神にしてこれを祕するは天統を尊ぶ義也といふべけれども其民を愚にして自ら尊大にするは秦の二世にして滅びし所也天之昭々たるは横目之民望で視ずといふものなし其天たるの所以に至ては聖も又知りやすからずこれ其事を神にしてこれを祕するがためにはあらず我國の皇統の天地と共に悠久におはします故も又神にして祕する事により給ふべきにあらず』

と言つてゐる。すなはち彼はかくのごとく神祕化されたわが古代史を、人間界の歴史として白日のもとにみようと志ざしたのである。さういふ彼の合理主義的見解は、特に彼の神觀及び神代の解釋のうちに示されてゐる。

神については

『神とは人也我國の俗凡其尊ぶ所の人を稱して加美といふ古今の語相同じこれ尊尙の義と聞えたり今神を假用ふるに至りて神としるし上としるす等の別は出來れり』

といひ（古史通卷之一）、また

『上古の時、神といひしは人也。日本紀に神聖神人等の字、讀んでカミといひし、即此也。我國の語、凡稱じてカミといふは、尊尙之義也ければ君上の如き、宮長の如き、皆是をカミといひ、近く身に取りても、頭髮の如きをいひ、遠く物に於ても、上なる所をさして、カミといふ。ましてや斯人の神聖なる、これを尊び稱じてはカミといひ、大神とも大御神ともいひける也。』

と言つてゐるが（東雅卷之四）、これが彼の神觀の根本であつて、この見解によつて神代を解釋した。もちろん神である人は、神とされる性質を有しなければならぬ。

『又古の人法を以て民を施せしと死を以て事を勤して勞を以て國を定めしと大なる菑を禦ぎしと大なる患をよく捍
ぎしとを祭らる本朝のいにしへ人を祭りて神となされし事これらの功德ありし人
々也これらの功德なきを神に祭らるる事は今もかなはぬ御事也』

といふやうに（祭祀考）、神たる人は、人のため國のために何等かの功績のある、すぐれた人でなければならぬ。さうして神代の神々はさういふ人々のことであり、神代の物語はさういふ人々の活動をかたつたものであるといふ。これはいわゆるエウエメロス説とおなじである。従つて神代の物語において一般に人事として不合理におもはれるものに對しては、彼は極力これを合理的に説明しようといふとつとめた。他界觀念として明かに天空であるところの高天原ですら、これを常陸國のやうな現實の國土となし、國土の生成は土地の開拓を意味し、神々の誕生はそれらの神々を祭ることのはじまりであるとした。

『凡我國は古の事どもしるされし所の文字自ら一種の體製あり二神大八洲を生じ給ひしといふがごときも生ずといふ一語によりて終篇の文字ごとく皆産育の事となして説き天若日子身まかりし事のごとき其使を雉と名づけしによりて禽鳥の類其喪事を治めしと説き火々出見尊幸を易へ給ひしごとき海の幸おはしますといふによりて龍魚之類其魚難を救ひしと説く』

と言つてゐるところをみると（古史通或問上）、文字から物語がつくられたとみてゐるやうであつて、彼がその義を語言の間に求めて其記せし所の文字に拘はるべからずと言つたのは、さういふ見解にもとづくところがつよかつたからであらう。

神話は素朴な古代人の信仰によつてつくられた神々の物語であり、神は超人間的性質を有するものであるから、そこ

に人事として不合理な要素のあるのは當然である。もちろん神話には、或る史實にもとづき、或は或る史實の反映したものであることは想像されるけれども、しかし神話がごとく史實であるのではなく、神々がすべて歴史的人物であるのではない。従つて神話をすべて人間の歴史として解釋することは全く不當である。さきに引用したやうに、『古を論じ候には我身を古に置き候て古の時を以て古の事を論じ候はでは參らぬ事に候』と言つてゐるのは、古代史研究の態度としてまことにしかるべきであるけれども、白石じしん古代人の信仰や心理の理解において十分でなく、神話の解釋においてはむしろ後人の心理をもつて古代を論じたと言つてよく、彼のすぐれた合理主義は神話に關するかぎりかへつて失敗であつたと言はねばならない。

七

白石は神話の性質を誤解してこれをすべて歴史として解釋しようとしたため、かへつて失敗したとはいへ、彼の史學の特色となるものは合理主義であつた。しからばその合理主義は如何なるところにもとづくのであらうか。それは彼の學問的教養によるのはもちろんながら、他面において彼の性格のうちにもとめられるであらう。

彼は生來非常に明敏であつたらしい。三才のころから文字をおぼえ、四五才のころ大平記の講義に列して質問をなし、六才のころ漢詩を暗誦するやうな利發な子であつたから、その主君土屋侯に寵愛せられ、或は南部侯に養子として懇望され、九才のころは父の書簡の代筆をなし、十三才のころから土屋侯の書簡の代筆をするほどであつた。

かくのごとく利發であつた上に、父の教訓は、

『男兒はただ事に堪ふる事を習ふべきなり、これを習ふべき事は、何事にもあれ、我きはめて堪がたく思う事より堪はじめぬれば、久しくしては、さのみは難事と思ふ事はあるべからざるなりと仰せられき』
といふのであつたから、後に述懐して、

『されば學文の道において、不幸なる事のみ多かりし事、我にしくものあるべからず、かほどまでにも學びなせし事は、前にもしるせる事の如く、つねに堪がたき事に堪ふべき事をのみ事として、世の人の一たびし給ふ事を十たびし、十度し給ふ事を百たびせしによれる也』

と言つてゐるやうに（折たく柴の記卷上）、父の教訓にしたがつてみづから鍛錬したのである。

彼が如何に明敏であつたかといふことは、いろいろの點で知ることができるが、ことに後年はなほだ不完全な通譯によつて、きはめて短い期間の會見であつたにもかかはらず、シドツチとの問答によつてキリシタンの本質を理解したことにうかがはれ、またその問答においてシドツチをやりこめた論理のするどさなどによつて知ることができる（西洋紀聞上卷）。

しかしながら頭腦が明敏で、その上鍛錬したからと言つて、ただそれだけで合理的思考に富むとはかぎらない。やはり生來さういふ性向の人であつたとみるべきではなからうか。

彼の父母は敬虔な佛教信者であつたらしく、

『ふたり共に、佛の道をたふとみ給ひしが、父にておはせし人の髪とりあげはてては、衣裳あらためて、佛を禮し給ふ事、曉毎におこたり給はず、父母の忌日には、手づから飯を炊きてすすめらる、下部等に命ぜられし事あらず』

とあり、また母は

『父の致仕し給ひしの中には、これも髪おろし給ひて、佛の道をいみじくおこなひ、終り給ひし年は、六十三になり給ふと仰せられき』

と言つてゐる（折たく柴の記卷上）。しかるに白石じしんは、じぶんの信仰については一言ものべてゐないけれども、両親のやうな敬虔な佛教信者であつたとはおもはれない。のみならず、洞巖宛の書簡において

『御書付を見候へば佛を御のかれ候に殊の外御力を用ゐられ候事を見候老拙とても佛氏よき事とは不存候勿論に候へども口に出し候てよしあし申候事は仕りかね候事に候此事佞佛阿世の事には無之候實理今の勢手もつけられ候はぬ事に候、、、老拙なども毎年知行所家中寺證文をとり公儀へ差上候へば天下一民も佛に歸せず候ては此國に有るべきやうもなくなり候猶夫よりも重き事は法皇様の御歸依と宮方門跡の御歸依との事はふつとならぬ勢に候へばなまじゐの事申候はことばの費にて君子のあるまじき事と緘黙のみに候これにより其史疑にも佛氏の害萬國の中我東方ほど大きなは無之候ようしるし申候きこれはせめて後代の心得のためと如此候き』

とまで言つてをり、また讀史餘論において寺院建立の弊害をのべて、『寺作ル者有ナバ先四海ニミテル流放ノ民ヲ救フ謀コソアラマホシケレ』といひ（卷之二）、或は織田信長の叡山焼打を批評して

『然ニ其破戒無律ヲ怒テ終ニ其山ヲ燒滅シヌ其事ハ殘忍也ト雖永ク叡僧ノ凶惡ヲ除ケリ是亦天下ニ功有事ノ一ツ成ベシ』

と言つてゐるから（卷之三）、當時の他の多くの儒者とおなじやうに、彼もまた排佛論者であつたのである。

またキリンシタンに對しても、たとへば

『これ天雷、鬼神、諸々の災難をまぬかるべきの法也といふ、其説のごとくに、デウスよく萬物をつくりて、人を利生せんには、これら攘災の法を、人にをしへんよりは、其天雷、鬼神等を造り出さざらむには、しくべからず』

とか（西洋紀聞下巻）、或は

『されどまた其教とする所は、天主を以て、天を生じ、地を生じ、萬物を生ずる所の大君大父とす、我に父ありて愛せず、我に君ありて敬せず、猶これを不孝不忠とす、いはんやその大君大父につかふる事、其愛敬を盡さずといふ事なかるべしといふ、禮に、天子は、上帝に事ふるの禮ありて、諸侯より以下、敢て天を祀る事あらず、これ尊卑の分位、みだるべからざる所あるが故也、しかれども、臣は君を以て天とし、子は父を以て天とし、妻は夫を以て天とす、されば君につかへて忠なる、もて天につかふる所也、父につかへて孝なる、もて天につかふる所也、夫につかへて義なる、もて天につかふる所也、三綱の常を除くの外、また天につかふるの道あらず、もし我君の外につかふべき所の大君あり、我父の外につかふべきの大父ありて、其尊きこと、我君父のおよぶところにあらずとせば、家におゐての二尊、國におゐての二君ありといふのみにはあらず、君をなみし、父をなみす、これより大きなものなかるべし、たとひ其教とする所、父をなみし君をなみするの事に至らずとも、其流弊の甚しき、必らず其君を弑し、其父を弑するに至るとも、相かへり見る所あるべからず』

とか（同上）、或はまた

『今西人の説をきくに番語デウスといふは、此に能造之主といふがごとく、ただ其天地萬物を創造れるものをさし

いふ也、天地萬物自ら成る事なし、必ずこれを造れるものありといふ説のごとき、もし其説のごとくならむには、デウス、また何ものの造るによりて、天地いまだあらざる時には生れぬらむ、デウス、もしよく自ら生れたらんに、などと天地もまた自ら成らざらむ、又天地いまだ成らざる時、まづ善人のために天堂を造るの説、天地もいまだ生せずして、斯人すでに善惡の相わかれしも心得ず、凡其天地人物の始より天堂地獄の説に至るまで、皆これ佛氏の説によりて、其説をつくれる所なれば、これ又ことごとく論辯するに及ぶべからず、、、、、デウス稱してみづからよく天地人物を生じ養ひて、大公の父無上の君といふ、さらばなど其人をして、皆ことごとく善ならしめ、皆ことごとく其教にしたがはしむる事あたはずして、盡界の人をして、ことごとく皆絶滅せしむるに至れるや、たとひまたデウスといへども、人をして皆ことごとく善ならしむる事あたはず、皆ことごとく教ふる事あたはずば、いかむぞまた天地能造の主とは稱すべき』

などと言つて（同上）、儒教や合理主義の立場からこれを批判してゐる。佛教及びキリシタンに對するかくのごとき態度からみれば、彼には宗教的求道心のごときはほとんどなかつたと言つてよい。

彼は鬼神論の冒頭において、

『鬼神ノ事誠ニ言ガタシ只言事ノ難ノミニアラズ聞事又難シ唯聞事ノ難ノミニアラズ信ズル事又々難シ信ズル事ノ難事ハ是知事ノ難ニゾヨルサレバヨク信シテ後ニ能聞トスヨク知テ後ニヨク信ズルトスヨクシラン人ニ非ズシテハ争カヨク云コトヲウベキ言事誠ニ難トコソ言ベケレ』

と言つて、信と知との關係をのべ、知がすべての根本であることを論じてゐるが、知を重んずることが合理主義の特色

であるとするれば、知を超越するところの信仰にもとづく宗教に對して、はなはだ冷淡であつたところに、白石の合理主義者であつたことが知られると言つてよい。

また彼は、『物よむ事を好みければ、つねに我國の物がたり草紙等の類をば見ずといふ者もなかりき』と言つてゐるやうに（折たく柴の記卷上）、國文にも通じてゐた。おそらくこれは、

『我母にておはせし人は、ものよくかき給ひしのみにあらず、歌の道をもつたへ習ひて、代々の集、または物語の類など、我あねいもうとによみをしへ給ひ』

といはれてゐるやうに（同上）、母親の感化が大いであつたらうとおもはれる。しかし彼みづからも得意とし、他からも推稱されたのはむしろ詩文であつた。

『學びのいとまあるをりおりには、文章詩賦の類をも學びしほどに、その年の十二月の比、冬景即事を七言律詩に賦しなしたり、これ我詩作れる事の始なり』

と言つてゐるが（同上）、その年とは延寶元年（一六七三）で、彼が年十七才の時であり、それより晩年にいたるまで詩作を怠らなかつた。さうしてそれらの詩は、俊秀の多かつた木門のうちにおいても第一とうたはれ、その名聲は遠く清國、朝鮮にまで聞えたのである。

詩作については、洞巖宛の書簡において

『詩賦の作りやうの事御たづねに候すべてむかしより人々の御たづねの事に答へ申す事に候某年來試候事はなにの

手間も入り申さぬ無造作なる事祕事も祕傳も無之事に候詩は近來は唐詩を唐も朝鮮もこなたも同じく學び候唐にて初唐盛唐の詩を諸體共にひたと見候てそらに覺候て味をよくよく覺へ候と自然にこなたの申出す事もそれに似申すやうに覺候句調よくうつり候てさて一詩のしめくりの體格品に候をよく心得候迄に候其外の詩は初盛の詩を似せ候時に用ゐる候文字などのたすけ迄にし候事に候、、、詩は性情を述候ものに候平生に胸中に唐詩みちみち候て有之候へばその性情の流出候時にかの胸中の唐詩の中を通り候て出候間いづこともなく唐詩の風味有之候ものに候』といひ、また同人宛の別の書簡においても

『某つねに申す事に候詩は作らむとしては作られず候ひたと古人の詩を打返し打返し諷詠し候て微表微裡しみわたり候て淡冷し候へばいづかたともなく詩思湧出し候て申すことばもそれにうつり歸所有之候事に候』と言つてゐる。

なるほど詩作には古人の佳句名作を暗誦するといふことは、まことによき方法であらう。しかしながら漢詩には、その形式や文字の上から制約されるところがつよく、情意の流露を自由に表現する點において、和歌に比してはるかに窮屈であり、それだけ知的作用がいちじるしい。彼は和歌については、復庵宛の書簡において、

『老拙倭歌の事心得候はぬは不及申上候しかれども本朝古史を讀候に古言を解し候はずしては其義を得がたく候故舊事古事日本紀等の歌詞よりして萬葉のことばの事ども年來心を潜め候』

と言つて、作歌の心得なきことを吐露してゐる。また洞巖宛の書簡には

『昔詩書進講の時になにとぞ詩はこなたのてにをはのやうにと心づき候てそれより萬葉集の學にこころざしたる事

に候』

とあつて、萬葉集研究のことをのべてゐるが、古語をきはめるために、古事記や萬葉集の研究にすすんだことは、後の國學勃興の先驅をなすものとして彼の卓見がうたはれるのであるけれども、それらの研究が作歌の境地にまでいたらなかつたのは何故であらうか。彼が儒者として漢學を修めたから、漢詩に長じたのは當然としても、しからばあれだけ國文にも造稽のふかつた彼が、和歌の心得がすこしもなかつたといふことは、單にその教養のためばかりとは言へない。すなわち彼の性向が和歌的であるよりも、漢詩的であつたのである。漢詩的であるといふことは、抒情的であるよりも、より知的であつたといふことであり、ここにまた彼の合理的性向がうかがはれるのである。

もつとも復庵宛の書簡に

『老拙容奇と題し候ものは廿一歳の時京の連歌師衆下られ候時に漢和漢などの聯句し候事に候宮井道設と申後に水戸へ出られ候京都の醫師にて候が丈山門流の人にて倭字題に雲を出され候をふと倭の故事にて仕候即席に候き』とあるから、彼が連歌師とかつて往來のあつたことが知られ、また正徳三年（一七一三）二月三日の日記に

『此夜夢に、倭句凡ソ八句、并に六言之漢句二句を得たり、皆皆一句つつ得たり、連續せし事にハ見へす』
と言つて（委蛇日曆十五）、俳諧とも連歌もしれぬ倭句なるものをしてゐる。しかしそれはいかにもまづいものである。

彼は甲府侯綱豊に詩經を進講するにあたつて、その理解をたすけるために、斬新な方法をもちゐた。すなはち洞巖宛

の書簡に、

『さて詩には鳥獸草木の名は申すに及ばず器物のごときおびただしき事に候これも又一方の學に候へども大人君子はそれらの末々の事を經生などの如くになされ候は先務を急にするの道になく候たとひそれらの事共講じ候とも半日ほどづつの日を費し候事にて事によりしかたはなしのやうの事になり候てはいやしき事に候故に望申候て繪圖を仕りたて講日の前に段々に差上とくと御内見の上にて講日には字面ばかりあらあらと申候て専らに詩意を講じ候やうに仕りたるに候是により藩邸の畫師狩野春湖を老朽へ御附け候きさて鳥獸草木之類は本邦に有之候だけは其比には先師いまだ現在も候殊に加賀へ出候て千卷の書を撰したて候稻若水舊識に候故これへ相談し候て草木の根葉そのままにもめ出し候て生うつしにうつしたて鳥獸またこれに同じく東邦になきものは長崎へたのみこし唐山よりとりよせられ候ものはとりよせとりよせられ候はぬは生うつしに仕らせとりよせうつしたて器物は博古圖より始めてふるきものを其まゝうつしたて周禮圖など殊に其料にたて候き凡そ圖出來たち候所三百七八十品猶々老朽隙次第に今一往再校し候て淨寫し候やうにとの御事のうちに御他界にてそれも夢になり候事に候きこれによりてさのみ事かけ候事もなく候き』

と言つてゐる。ものの理解に繪畫をもつてするといふことは、いわゆる視覺教育であつて、これを詩經の講義にほどこすなどといふことは、おそらく當時の學者には考へられもしなかつたであらうし、また物象を重んずるといふことが合理主義と開聯するのである。なほ彼が貨幣改鑄を企て、或は海外貿易の制限をはかつた根據となるものは、數量に對する理解力であつて、これもまた合理的な性向のいちじるしい特色である。

彼は明曆三年（一六五七）の江戸大火の際にうまれたため、『火の兒』と稱せられたが、その性格においても、火のやうなはげしいところがあつたらしい。彼みづからも、『もとより我性急に生れ得しかば、怒の一のみぞ、堪がたき事もありき』と言つている（折たく柴の記卷上）。たとへば來朝した朝鮮の使節が、わが接待法が舊法と異なると言つて頑として争ひきかぬのを、大音叱咤してこれを屈服せしめたごときにもあらはれてゐる。彼は自畫像に

蒼顔如鐵鬢如銀 紫石稜々電射人

五尺小身渾是膽 明時何用畫麒麟

と自讚したことによつても、きはめて鋭い人であつたことが想像され、それだけまた學敵や政敵が少くなかつた。しかも彼等を論破し、承服せしめるには、ただ『五尺小身渾是膽』といふやうな剛毅な態度だけでは能はぬのであつて、あくまで合理的な精神をもたなければならなかつた。彼が儒者でありながら單に儒學にとどまらず、史學、地理學、言語學、有職故實などひろく諸學に通じ得たのも、かかる精神によるのである。彼の史學の特色である合理主義は、彼の修めた儒學にも負ふところがあるけれども、また彼の性格そのものに根ざすところが多かつた。

八

白石の史學が實證によつて事實をきはめようとする合理主義にたつところに根本的特色があり、そこに近代史學の先驅的意義がみられるとは、一般に言はれることである。しかしながら彼の史學にはこれ以外にも特色とすることがあり、しかもそれらが彼の合理主義を制約し、或はそれを特色づける性質をおびている。

その第一は封建思想である。讀史餘論は、『本朝天下ノ大勢九變シテ武家ノ代トナリ武家ノ代又五變シテ當代ニ及ブ
總論ノ事』を内容とするものであつて、いはば武家が公家に代つて政權をにぎり、武家政治をはじめたことの正當性と、
ついで武家政治の歸結としての徳川幕府成立の正當性とを論じたものである。また藩翰譜は、諸侯の出自と幕府との關
係を明かにすることによつて、徳川氏の制覇を正當づけたものである。

彼は讀史餘論において

『中世ヨリ此方喪亂ノ際節々段々義ヲ思ヒ力ヲ竭シ死ヲ致スハタダ武人ノミナリ世スコシモ穩ニナリヌレバ尊位高
祿ニ居テ武人ヲバ奴僕雜人ノ如クニ思ヒナシ世ミダレン時ニハ捧首鼠竄シテ一人モ身ヲ挺テ忠ヲ致ス者ナキハ公家
ト僧徒ノミ也誠ニ國ノ蠹害トハ此輩ヲゾ云ベキサレバ天道ハ天ニ代リテ功ヲ立ル人ニムクヒ給フ理ナレバ其後武家
世ヲ知り給フ事其故アル事トゾ覺エ待ル』

と言つて（卷之三）、公家のふがひなきを痛論し、武家の政權獲得は天道によるとなしてゐる。従つて建武中興によつ
て一時政權が朝廷にかへつたけれども、それがたちまち失敗したのは、これまた當然であるとなすのであつて、

『賴朝天下ノ權ヲワカチ北條九代打續テ世ヲシリシ後ハ六十餘州ノ武士其勢ヲ張リテ其威ヲ恣ニシタリキノレガイ
カデ今無功ノ人々ノ下ニ手ヲツカネ膝ヲカガムベキ夫ニタダヨノ常ノ如ク古ヘ朝家イマダ衰ヘザリシ代ノ如クニナ
シカヘサントシ給フ事ハ基カタブキ破レシヨヤガテヲシナホシテ粉飾ヲ加フルニ異ナラズ其クツガヘランコト日ヲ
サシテ待ツベシ』

と言つてゐる（卷之二）。これによると、公家政治から武家政治への轉化は、きはめて自然な推移とみなしてゐるので

あつて、ここに武家政治是認の根據がある。

尤も澹泊宛の書簡に

『本朝の皇室の式微し候て遂に武人の大名となり候は武家より論じ候はば賀し候事に候共朝廷より見候にはこれほどの大弊はなき御事に候歟』

と言つてゐるから、武家の世を無條件に謳歌したわけでもないらしい。しかしこの書簡は白石が吉宗のために幕府から追はれて、比較的自由な立場にあつた晩年のものであることを知らなければならぬ。

ついで徳川氏の制覇については、家康に對する無上の讚美によつて、その正當性をほのめかしてゐる。すなはち家康を神祖と稱し、

『世ノ至テ重キコト人ノヨツギノ事程大切ナルハナシ、我神祖天下ノ法式ヲ定メ給ヒシニモ此事ヲ返ヌタタ仰セラレシ』

とか（卷之三）、或は足利義滿が近習を置いたことを批難して、その弊がつひに天下をくつがへす禍にいたつたことを論じ、『我神祖カムル事ヲヨク鑑ミ給シニヤ國初ニハカカル職ヲバ置カレザリキ』といひ（同上）、或は功臣藩鎮の權を收めなければならぬのに、義滿が大名を管領四職等に任じたことを難じ、

『虎ニ翼ヲ付ル事ノ如シ翼ナカラシタニ其爪牙ノ利畏ルベシマシテヤソレニ翼ヲ付タランニイカデカ飛デ人ヲ喰ハザランヤ此イハレヲバ近世織田豊臣ノ如キモユメ知り給ハザリシニ我神祖心得セサセ給シ御事千古ニ卓越シ給ヒヌ萬代ノ後マデモシタガヒヨリ給フベキ御事ニヤ』

といひ（同上）、或は足利氏が京都に幕府をひらいたことの過を論じ、

『然ルニ我神祖東國ニウツラセ給シ初世ノ人ハ鎌倉ヲコソ御座所トナサルベケレト思シニサハナクシテ此所ニ都城ヲ定メ給ヒ永世ノ業ヲ開カレシ神謀ノ程是又前古ニ超絶シ給シ御事ナリ誠ニ此所ハ文事武事兼全カラムニハ百代ト云トモ動ナカルベキ地勢ニテハアルナリ』

と言つて（同上）、家康があらゆる點に絶倫してゐたことを稱讚し、その故に徳川氏の覇業が永久にうごかないことを宣揚した。

なほ彼は、信長をもつて

『此人天性残忍ニシテ詐力ヲ以テ志ヲ得ラレキサレバ其終ヲ善クセラレザリシ事自ラトレル所也不幸ニハ非ズ』
とか（同上）、或は

『父子兄弟ノ倫理既ニ絶シ人也其主ト仰ギシ義昭ヲ逐ヒ林佐渡守伊賀守佐久間右衛門尉ガ如キ年頃功勞莫大ナリシ者ドモ皆々舊怨ヲ修メテ是ヲ流シスツ是光秀ガ逆謀ノ依テ起リシ所也是又君臣ノ義ヲ知ラレザル所也、カク凶逆ノ人』

などといひ（同上）、また秀吉を評して、彼が匹夫からおこつて天下を掌握したのは、『只時ノ運ニ乗セラレシニヨレルカ』といひ、或は織田信孝を弑したかどによつて、『其天報ニヨリテソノ家二世ニダニ傳ヘラレザリシカバ何ゾマタ論ズルニ足ルベキ』とのべ、或は秀吉の擧用した人物はすべて

『眞正ノ英雄ニハ非ズ君モ臣モ所謂亂世ノ姦雄ニテ有リシ也イカデ我神祖ノ將士ノ皆是君臣義士成が如クニハ有ル

ベキ、我神祖深謀遠慮オハシマセシ事ヲバイカデカ知ベキ』
とか、或は秀吉の諸候に對する處置をもつて、

『思フニ鬼面ヲ粧フテ小兒ヲ驚スガ如クニテ片腹イタキ事共也イカデ我神祖ノ神武ヲ以テ天下ヲ服シ給フニ及ベキ』
とか(同上)、或は織田信雄が賞を請うたところ家康がこれを拒絶したといふことに對して、

『謹で按ずるに、信雄の宣ひし所は、信長秀吉の風にて、古にいふ功を尙ぶといふもの、霸術に出づ、信長秀吉の
亡び給ひしも、此道に囚れる所か、徳川殿の仰せられし所、深き御心にやあらん、神孫長く世を知しめし、天動き
なき事むべなるかな、これらを、一言邦を興し、一言邦を亡すといふべきにや』

などと言つて(藩翰譜第五、永井)、家康がことごとくに信長秀吉に比してはるかにすぐれた英傑であるとなしてゐる。

かくのごとく白石は武家政治を肯定し、家康を嘆賞し、徳川幕府の永久性を謳歌したが、かかる態度は彼が元來武家
の出身であり、また幕府の祿をはんで、幕政の樞機に參與したからである。

彼の家系は上野國の新田源氏から出たのであつて、祖父のころまで郷士であつたが、父の時江戸に出て主取りの身分
となつたのである。きはめて剛直な人であつて、上にもものべたやうに、白石に對して男子たるものは事に堪えねばなら
ぬことを教へ、或はまた、『我つつしみし所、ただ二つありき、いはゆる貨と色との二つなり』と言つて、いましめた
といふ(折たく柴の記卷上)。さうして白石が幼時から文才があつたので、學者になるやうすすめる人があつたに對して、

『むかしよりいひ傳へし事あり、利根氣根黄金の三こんなくしては學匠になりがたしいといふなり、此兒利根こそ
むまれつきたらめ、なほいとけなくしてその氣根の事もはかりがたく、家富りとも見えぬば、黄金の事心得られず』

と言つて従はれなかつたといふから（同上）、白石の父もわが子をして學者たらしむるよりは、武士たらしめたく思つたのであろう。

彼が年二十二才の時、妹と母とが相ついで死んで、『此のちは老給ひし父と我と、ただふたりにのみなりぬれば、よろづ物悲しかりし事共、いふばかりなし』といふやうな佗しいくらしをしてゐた時に、父の友住倉了仁が白石を富商の養子になさんことをすすめたところ、白石みづから住倉のもとに行つてこれを拒絶して歸り、さうして

『我かかる身となる事を、御心苦しと思ひ給はん事も、思ひ參らせぬにもあらず、又かくわびしく渡らせ給ふ事を見まゐらするに、いかにかなしくは覺え待れども、御子とうまれしもの、ひとの子となるべしとは思ひもかけず、かく悲しくおもふ事も、武士の家に出て仕ふる事の、かなはざる故に候ものを、我身に及びて、おやおほぢの取傳へ給ひし、弓矢の道をすてて、商人の家づくべしとおもひ候はず』

と答へた旨を報告すると、父は非常によろこんだといふ（同上）。またその後或人から醫師になることをすすめられたけれども、拒絶し、さらに當時の豪商河村瑞賢が黄金三千兩をそへてその姪の婿にならんことをもとめたけれども、靈山の蛇の譬をひいて拒絶し、依然として貧窮の生活をつづけたのである。

かういふ點からみると、白石の父も、彼みづからも、武士であることにかぎらない愛着と誇りとをもつてゐたと言つてよい。後年彼が綱豊の侍講となつたが、元祿十一年九月の大火に罹災し、綱豊から見舞金五十兩を賜り、それをもつて新に鎧一領をつくつた。

『今の紺絲威の鎧、同じ毛のかぶとに、鍔形うちし物これなり、これ死をもて、朝恩に報いまゐらせむ時、用ふべ

きがためなり、我後たらむものは、よくよく此旨を存じて、此鎧と、後に賜りし所の御太刀とをば、嫡流の家に傳ふべき事なり』

と言つてゐるが（同上）、見舞金をもつて、『居舎造り、什器作り』にあてないで、武具を新調し、それをもつて家寶として後代につたべようとしたなどは、全く武士的精神の發露であるといはねばならない。彼が『大丈夫生きて封侯を得ずんば、死してまさに閻羅王たるべし』と豪語したのも、彼としてまさにしかるべき言であつたのである。

上にのべたやうに、彼が木下順庵の推舉で甲府侯綱豊の侍講になつたのは、元祿六年（一六九三）で、年三十七才の時であつた。しかるに寶永六年（一七〇九）正月綱吉について綱豊が家宣として六代將軍となるや、白石は單なる侍講ではなく、政治顧問として幕政を左右するにいたつた。そうしてその間家宣の絶大な信頼をうけた。朝鮮使節の問題で世論がやかましくなつたため、白石は間部詮房を通じて辭職を申出たところ、家宣は

『佛氏の説に一體分身とかいふなるは、我と彼との事也、彼あやまちあらんには、即ちこれ我あやまちなり、我また事をあやまらん、彼あやまるともなりぬべし』

と言つて辭職をゆるさかつたので、白石も

『某が事、その御身をわかれたれし所なりと仰下されしが、あまりにかたじけなさに、覺えず涙にむせびぬれば、かさねて申す事もなくて、つつしみて承りぬとばかり答申たりき』

と言つて（折たく柴の記卷中）その信任の厚かつたことをのべ、或はまた

『此年比我仕まいらせし所も、上の待せ給ひしところも、よのつねの人にたくらぶべからず、されば我心に思ふ所

は、申さずといふ事なく、上もまた我申す所御心を用ひられずといふ事もおはしませず、上すでになくならせ給はむ後は、我たとひいふ事ありとも誰かはまたこれをきくべき、さきに我つかへのみちも、今を限りとなりぬと申せしは、此事のためにありき』

と言つて（同上卷下）、家宣に對するかぎりない追慕の情を示してゐる。

一體分身とまで言ひ、かくまで相信頼し、相ゆるした兩者の關係は、ただの君臣とか、師弟とか以上のものであつた。従つて白石が家宣の祖である家康に對して溢美と言つていいほどの稱讚をささげてゐるのも、うなづけることである。

九

さらに彼の合理主義を規定し、特徴づけるものとして、儒學をあげなければならぬ。彼は十七才の時友人から中江藤樹の翁問答を借りて、『初て聖人の道といふものある事をばしりけれ、これより道にこころざし切なりけれど、師とすべき人もあらず』と言つてゐる（折たく柴の記卷上）。その後ほとんど獨學であつて、順庵の門下となつたのは、彼が三十才の時であつた。

彼は多くの著書をのこしたけれども、儒學に關するものはほとんどない。しかし儒者である以上、儒者の立場は失はれず、儒學の精神は多くの著書のうちにみられるのである。彼は歴史の叙述において單に事實をしるすにとどまらず、さかんに史論を吐いてゐるが、それらの史論はほとんど儒學の精神にもとづいてなされてゐると言つてよい。

さきにも述べたやうに、彼は武家政治が天道のしからしむるところであるとなして、これを肯定したのであるが、こ

の『天』の觀念をもつてした史實の批判は、いたるところにみられるのである。

たとへば、藤原兼通や道隆や道兼等の子孫のさかえなかつたのは、その子弟が不忠不孝の人々であつたからで、『天ノ報應アヤマラズト云ベシ』といひ（讀史餘論卷之二）、或は入道信西の最後を評して、『天道ニタガフ所ナカリトハ疑ナシ』といひ（同上）、或は建武中興の失敗を批評して、『然レドモ終ニ運祚開ケ給フコトナカリシハ皆是創業ノ御不徳ニヨリテ天ノクミシ給ハヌナルベシ』といひ（同上）、或は壬申の亂をもつて、天武が世を奪うたのであるとなし、一旦は勝利を得たけれども、その後稱徳にいたつてその子孫が絶え、天智の子孫の光仁が即位して以來、『今ニ絶サセ給ハネバ天ノ有道ニクミシ給フ所明ラケシトモ申スベシ』といひ（卷之二）、或は頼朝以來政權をとつたのも、すべて皇胤であるとして、『天意ノ程ハカリガタキ事ニヤ』といひ（同上）、或は平氏が都を落ちた時、

『一院希有ニシテ都ニ殘リトマラセ給ヒ平氏四宮ヲ都ニ殘シ置キマイラセシハ御裳濯川ノ流モトヨリ絶エサセタマフマジキ御事ナレバシカルベキ天ノ御計ヒナルベキ』

といひ（同上）、或は三浦氏が盟にそむいて和田義盛を裏切り、しかし後になつて北條氏のためにほろぼされたが、これを『天ノ報應誤ラズト云ベシ』といひ（同上）、或は安達景盛が子孫のためをはかつて三浦氏を讒してほろぼしたが、その孫に至つて却つて誅せられたのを、『天ノ報應カクノ如ク明ラカナリ』といひ（同上）、或は義尙は足利將軍のうちですぐれ人であつたから

『コノ人世ニマシマスコト年久シク又ヨキ人シテ政ヲ輔佐シタリセバモシクハ室町殿ノ代中興シ給フコトモアリヌベシ然ルニ兵亂ノ中ニ生長シ給ヒ世ヲシロシメサレシ事ワツカニテ失給ヌヨカラヌ東山殿ハ世ヲシリ給フ事年久シ

カリシ程ニ天下終ニ亂レシナリ天ノ其邦家ヲ亡サントシ給フ時ニハ善者アリト云ヘドモイカニトモスベキヤウナキ
モノトコソ見ヘタレ』

といひ（同上）、また義政の時代に世の亂れたのは、義政の罪であつて、『實ニ天ノナセル禍ニハアラズ自ラナセル罪
ノガルベカラズト云ベシ』といひ（同上）、或は秀吉がその主君信長の後をほろぼしたのを難じ、『其天報ニヨリテソ
ノ家二代ニダニ傳ヘラレザリンカバ何ヅマタ論ズルニ足ルベキ』といひ（同上）、或はまた舒昭天皇の即位をもつて、
『天之興ニ有德者。豈不昭昭哉。』と言ひ（史論、大連之亂）、或は仁徳天皇を評して

『其餘は仁とも徳とも見ヘ候事は無之候様に存ぜられ候されども智術を以天下を欺き本朝の聖主の名を得られ候へ
共數世にして血統斷絶終に隼別の後へ天統の歸し候事天にはうけられぬ所有之と存ぜられ候』

と言つてゐる（安積澹泊宛書簡）。

またこの天の觀念と相通するものに『餘殃』の觀念がある。たとへば足利直義は詐謀にすぐれたが、『幾程ナクシテ
死シテ跡絶ヌ是積惡ノ餘殃タルベシ』といひ（讀史餘論卷之三）、或は南北朝は足利氏のために欺かれたことであるが、
『サレドカクカレラが爲ニ欺レ給ヒシト云事モ後醍醐院ノ御餘殃タレバミダリガハシク彼人々ヲモ恨ムマジキ事ニ
ヤ』

といつて（同上）、先祖の不徳が子孫に結果することをのべ、また室町時代の下剋上を評して、

『サレバ足利殿ノ家ハ管領ノ爲ニ弱メラレ終ニ陪臣ノ爲ニ亡ビヌ又細川ガ家モ其家臣ニ逼ラレテ又陪臣ニ威福ヲ恣
ケ、ニセラルサテ其逆威ヲ振ヒシ三好モ松永モ又隨テ亡ビシコト誠ニ是皆汝ヨリ出テ汝ニ歸ルノ理トゾミエタル』

と言つて（同上）その滅亡がすべておのれの不徳のためとなしてゐる。

以上の例のうち、餘殃の結果であるとか、おのれの不徳のためとか言つても、歸するところは、天のしからしむるところとか、その報應であるといふのおなじである。何等社會的、經濟的、或は心理的な吟味もしないで、はなはだ曖昧な天の觀念をもつて史實を説明し、事の結果をすべて道德に歸せしめるのは、全く儒學の史風といはねばならない。

なほ白石の史學においてみられる儒學的特色の一は、尙古思想である。白石は洞巖宛書簡において

『神世の事には兩部習合とやらむ唯一とやらむ申すの類はさて置き舊事古事日本紀等のしるし置れ候本文のまゝにも不審のみ多き事に候さは無之事と見え候にいな事になりゆきそれに又兩部唯一などの外の病もさし添つるにしれぬ事のやうになり候べくと見え候歟』

といひ、或はまた、『皇統をたて候はんとてそれよりさきの事は申消し候て神代神代とまぎらかし候と見へ候』といつてゐる。すなはち神代は古書のつたへるままでも疑はしいところが多いのに、後世の神道説のために曲筆されたり、皇統を立てるために曖昧にされたとするのである。しかして

『後の日本書紀を講解するもの上古の事に至ては詭辯競逐て一つに異端に出づ其言の得ざるに及びては神道不測以て論ずべからずといふ』

といひ（古史通讀法凡例）、或はまた舊事紀日本紀は

『諸説を雜記され其用捨に至りては後世の君子を俟れしとは申す也然るを後の其説をつくれる人々目前の事を論ずるごとくに盡くしらずといふ所なきに至りてやむいと心得がたき事なり』

と論じてゐる（同上）。彼は寶永七年（一七一〇）上洛した時、吉田家に入門して、神道を修めたにかかはらず、神道家の立場にたたず、むしろ彼等の説を駁撃したのは、おもしろい。

しかしながら神道家が神代を潤色したり、曖昧にしたのは、一つは神代を尊い世界となす彼等の信仰からであつて、これもいはば尙古思想に外ならない。しかして白石は神道家がその尙古思想によつて潤色した神代を、正しい歴史の世に還元しようとしたのであり、従つて白石には、神代に對して神道家の有したやうな尙古思想は毫末もみられない。しかるに神道家を極力排撃した白石じしんは別の尙古思想を有してゐた。

白石は讀史餘論卷之二の冒頭において、神武天皇が即位して以來、

『九世凡五百六十九年ガ程ハ金革ノ事聞ヘズ上世民淳ニシテ俗厚ク皇化ノ被フ處オノヅカラオダヤカナリシガ故ニゾ有ベキ』

といひ、或はまた上世においては皇化に従はないもののある時には、天子みづからこれを征し、或は皇子をしてこれを討たしめたのであつて、

『戎旅ハ國ノ大事ナレバ古ニハ是ヲ重クシ慎ミ給ヒシ御事ト見エシ後代ノ如クニ坐ナガラ將帥ニ命ジテ是ヲ討シメラレシ事ノ如クニハアラヌ』

と言つてゐる。また彼は大化改新を非難したが、その言のうち、

『夫自ニ大古以來、有土之主、皆神明之後、其他亦皆社稷功臣、帝室懿親、世有ニ令徳一、以襲ニ其封一、一尺之土、一民之衆、祖宗不ニ以賞ニ私徳一、君長不ニ敢貳ニ干レ己、亦何私レ己之有、』

と言つて、改新前の状態をほめたたへてゐる（史論、孝徳改新詔）。

儒教においては、古代は堯、舜、禹のやうな聖人があらはれ、その教がよく行はれた時代として、これを尙ぶ思想がある。白石はわが神代の神々をもつて聖徳にすぐれたものとなし、神代が道のよく行はれた時代であつたとなすやうな見解には、むしろ反對したのであるけれども、古代をもつて後世よりもよき時代であつたとする思想をもつてゐたことは、上にあげた引用文によつて立證されるのであつて、彼の尙古思想はやはり儒學から由來するものと言つてよい。

十

以上ながながと白石の言説を引用することによつて、彼の史學の素描をこころみた。さきにも述べたやうに、實證によつて事實をきはめようとする合理主義にたつところに、近代史學の先驅としての彼の史學の意義があるといはれてゐる。なるほど彼の研究法には從來にみられない獨特のものがあり、またその見解には大膽で卓抜な點のあるのはみとめられ、當時の他の史學者に比してはるかにすぐれてゐたことは事實である。しかしながらその合理主義は近代科學にもとづくものではなく、舊い儒學にねざしたものであつた。また彼は武士であるとともに幕臣であつたために、多分に封建思想をもつてゐた。かくて彼の史學は、近代的特色を有するかにみえながら、その生きた時代と修めた教養と、置かれた地位との制約を全く離脱することができなかつたのである。さうしてここに、偉大な個性でもまぬかれえない、能力や運命の限界がある。

彼は洞巖に與へた書簡において、

『これらの事故に著述述作のもの等世に出候事をば深く諱み候事に候とかく死し候已後百年も二百年も後の人々の公論に身を任せ候より外無之候』

と言つてゐる。壯時學問においても、政治においても、反對者を容赦なくやりこめた剛毅な彼も、吉宗の彈壓をうけて以來、晩年は

青麥阡々秀 紅桃樹々春

烟中聽犬吠 似有避秦人

の詩にみられるやうな、隱者めいた心境をもち、従つて世に喧傳されることをきらつたやうであるが、學問においては後世に知己を俟つといふ強い自信をもつてゐた。しかしこれも現世においてむくいられることのすくない學者のかなしい運命といふべきであらうか。